

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年3月3日

長崎県五島振興局長 入口 健治

1 一般競争入札に付する事項

7五振空第36号 福江空港照明施設維持管理業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 福江空港照明施設維持管理共同企業体取扱要領（以下、「共同企業体取扱要領」という。）第10条に基づく書類（以下、「共同企業体申請書」という。）並びに競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

(1) 共同企業体の場合

共同企業体取扱要領第11条に基づき、有資格共同企業体（以下「共同企業体」という。）として認定されていること。

(2) 共同企業体以外の場合

ア 長崎県内に営業所を有すること（営業所とは、本店又は支店若しくは請負契約の見積、入札及び契約の締結を行う事務所を示す。）。

イ 申請書の提出日現在で有効な「長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿」に記載されている者で、“電気工事業”の格付け等級がAランクであること。

なお、共同企業体以外として申請書を提出した者は、他の共同企業体の構成員となることができない。

4 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

3の資格

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和8年3月11日（水）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 共同企業体申請書及び申請書の入手方法

共同企業体申請書及び申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

なお、長崎県土木部のホームページ <https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html> から入手することもできる。

(3) 共同企業体申請書及び申請書の提出方法

共同企業体として入札に参加しようとする者は共同企業体取扱要領第 10 条に規定する書類を、(5)に掲げる場所に提出すること。

共同企業体以外として入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届（様式第 2 号）

※ イについては、権限を支店（社）長等に委任する場合に提出すること。

(4) 共同企業体申請書及び申請書の作成に用いる言語

ア 共同企業体申請書及び申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 共同企業体申請書及び申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 共同企業体申請書及び申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒853-0007 長崎県五島市福江町 7-1

（名称）長崎県五島振興局管理部総務課（経理班）

（電話）0959-72-4253

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 9 年 3 月 31 日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者又は共同企業体の構成員のいずれかが、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者又は共同企業体の構成員のいずれかが、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は 3 年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は 3 年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。